

長岡市子ども・子育て会議の概要

1 目的

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしやすい社会を目指すため、子ども・子育て支援に関する具体的な施策の調査審議を行なう会議を設置する。

なお、「長岡市子ども・子育て会議」の設置に伴い、「長岡市子育て応援プラン推進協議会」及び「長岡市青少年問題協議会」を廃止し、「長岡市子ども・子育て会議」において、乳幼児から青少年までの子ども全般に関する一連の具体的な施策を調査審議する。

2 協議会の名称

長岡市子ども・子育て会議

3 主な所掌事務

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育園の定員の設定について意見を述べる。
- (2) 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等の定員の設定について、意見を述べる。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関して、意見を述べる。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議する。
- (5) 青少年健全育成総合対策実施計画の策定及び推進に関して、意見を述べる。

4 委員の選任

(1) 構成

委員の選任にあたっては、広く意見を聴取し、事業計画の着実な推進を図るため、子育て支援や教育等に関する有識者、関係機関・団体の実務者及び公募による市民等、幅広い分野より選任する。

(2) 委員の任期

委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

5 アドバイザーの委嘱

計画の推進に必要な指導、助言を仰ぎながら効果的に協議を進めるため、学識経験者にアドバイザーを委嘱する。

6 主な日程(予定)

平成26年度3回程度開催予定